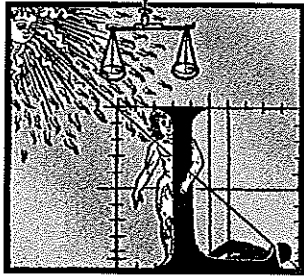


法学 セミナー

2004年3月1日発行 毎月1回1日発行 通巻591号 1956(昭和31年)4月12日 第3種郵便物認可 Vol.49-3
日本評論社 ISSN 0439-3295

3

2 0 0 4



特集
2

大久保賢一 ● 田場暁生 ● 猿田佐世 ● 安藤泰子 ● 新倉修 ● 最上敏樹

検証アフガニスタン国際戦犯民衆法廷

特集
1

関連でみる民法⑤家族法
錦織成史 ● 棚村政行 ● 水野紀子 ● 床谷文雄 ● 副田隆重

▼ロージャーナル

大学の自治▼東京都立大学「改革」の問題点……………米津孝司
生命倫理と法▼人の胚の「利用」はどこまで許されるか？栗原千絵子・棚島次郎・光石忠敬

▼ロークラス

論争・刑事訴訟法▼再審……………佐藤博史・水谷規男・加藤克佳

民法総則講義▼現代社会における民法・下——高齢化・高度情報化・国際化……………河上正二

渡辺道場▼仕事の段取りと詰め……………渡辺達徳

ロースクール民事訴訟法▼形成と現在給付の訴えの利益……………小林秀之

ビジネス法務▼正義感と好奇心、口ツク魂をもち続けて……………中島茂弁護士×野村修也

▼里程標国境を越えて、とこしえの虹を——朴昌熙バクチャンヒさん……………斎藤貴男

人の胚の「利用」はどこまで許されるか

迷走する政策論争への緊急意見

研究目的で人の胚を作成できるか？ 着床前診断を容認するか？ 人クローン胚の作成はどうか？ 総合科学技術会議の生命倫理調査会がパブリックコメントを募集している。

子 絵 子 コントローラー委員会
科学技術文明研究所
栗原千絵 光石忠敬 光石法律特許事務所
榎島次郎

1 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」中間報告書への意見

人の胚の「利用」をめぐる、日本の採るべき公共政策が問われている。内閣府に設けられた政策提言の場である総合科学技術会議の生命倫理専門調査会（以下、「調査会」）は、二〇〇三年末に「ヒト胚に関する考え方」中間報告書（以下、「報告書」）をとりまとめ、二〇〇四年二月末までパブリックコメントを募集している。その後さらに審議を経て、二〇〇四年六月には最終報告書とする予定だ。

「人の生命の萌芽」とされる胚を、産業利用を前提に研究資源とすることや、

母胎に戻さず研究のみを目的に作成する行為は、どこまで容認されるのか。調査会では委員の間でも意見が大きく分かれ、賛否両論の併記が際立つ異例な形で報告書がまとめられた。

人を対象とする研究を包括する「研究対象者保護法試案」を作成・公表した筆者らは、調査会の二〇〇三年最終審議の日に、次のような緊急意見を発信した。本稿ではこの意見を掘り下げて述べ、今後の議論を喚起したい。

総合科学技術会議生命倫理専門調査会の「ヒト胚に対する基本的考え方（案）」公表に関する緊急意見（二〇〇三年一月二二日）

研究対象者保護法制を考える会
光石忠敬、栗原千絵子、榎島次郎

● 人クローン胚研究解禁という目先の目的のために、不妊治療目的でない、人の生命の萌芽の作成全般を容認する方向を採ろうとする調査会の姿勢は危険なもので、認めがたい。

● 調査会は、無記名のアンケートに基づき、随所で、「大多数の見解」であるとして重要事項の方向性を決定しようとしている。しかしそれは公正で民主的な意思決定方法とはいえない。

● 調査会は、クローンとES細胞研究というごく限られた分野しか扱わなってきた。これは、他の国の倫理委員会が検討対象にしてきた実績に比べ、あまりに狭い。人対象研究全般を検討する新たな場を設け、被験者、胎児、胚の問題を一貫して見通す議論をやり直すべきである。

2

焦点は「クローン胚」「研究目的の人胚作成」解禁の是非

報告書は、旧科学技術会議生命倫理委員会に設けられた「ヒト胚研究小委員会」による二〇〇〇年三月の報告書を引き継いで約三年間の審議を経てまとめられた。同小委員会では、人の胚全般を包括するルールを検討すべきとする意見は退けられ、結果として①「人クローン個体」の産生は法で禁止、②「特定胚」と呼ばれる、特定の方法で人為的に作られる胚の作成は法に基づく指針で是非を決定、③人の胚を壊して作ることのできる「ES細胞(embryonic stem cell)」の研究は法に基づかない行政指導指針で容認することとなった（表1参照）。

人クローン個体産生を禁止、ES細胞研究を厳格な条件下で容認するという選択は、ほぼ国際的に共通した動向となっている。「特定胚」（これは日本のクローン法が造語した特殊な言葉である）のうち「人クローン胚」についてはどうか。「人クローン胚」からは、レシピエントと同じ遺伝情報のあるES細胞を作成し、拒絶反応のない移植用の細胞・組織、将来的には臓器までつくると期待され、解禁の要望が強い。一方、「クローン人間づくりにつながる」

表1 胚・胎児等をめぐる政府審議会の検討状況

旧科学技術会議生命倫理委員会【クローン小委員会(1999)ヒト胚研究小委員会(2000)】 ^{*1}		委員会判断		
主な検討対象		×倫理的懸念 ○期待		
人クローン胚体産生	人Aの体細胞核を人Bの除核未受精卵に移植、Aと同じ遺伝情報を持つAを産生	×人間の尊厳を侵す、母子の安全性への懸念 ○不妊治療に有用	法で禁止	
「特定胚」	人クローン胚	×クローン人間につながる、不妊治療目的でない未受精卵の提供を要する ○拒絶反応のない移植材料が得られる?	胚の作成； 指針で控え置き 胎内への移植； 法で禁止	
	「ヒト性集合胚」	人と動物の胚を混ぜる	×人と動物の組織が混じった生物を産生 ○意図不明	
	「ヒト動物交雑胚」	人の未受精卵に動物の精子を移植	×人が動物かわからない個体を産生 ○意図不明	
	「ヒト性融合胚」	動物の除核未受精卵に人の体細胞核を移植	×動物の細胞質を持つ個体を産生 ○意図不明	
	「ヒト胚分割胚」	人の受精卵を分割し複数の胚にする	×人為的な一卵性多児を産生、分割胚から産生した個体の安全性 ○一つの胚を再生医療に用いられれば、拒絶反応のない移植材料が得られる?	胚の作成； 指針で控え置き 胎内への移植； 指針で禁止
	「ヒト胚移植胚」	人の受精卵の核を第三者の除核未受精卵に移植	×夫婦とは別の人の細胞質を持つ個体、人為的な一卵性多児を産生 ○意図不明	
	「ヒト集合胚」	人の受精卵に第三者の体細胞核を混ぜた胚を作成	×夫婦とは別の人の細胞質を持つ個体産生 ○意図不明	
	「動物性融合胚」	人の除核未受精卵に動物の体細胞核を移植、人の細胞質を持つ動物を産生	△人の細胞質を持つ動物を産生(意図不明)	
	「動物性集合胚」	動物の胚に人の細胞核を入れてできる胚	×人・動物の尊厳を冒す? ○人の細胞・組織・臓器を持つ動物を産生→動物を使って人の再生医療の材料が得られる?	胚の作成； 指針で容認 胎内への移植； 指針で禁止
	ES細胞研究	人の余剰胚の胚盤胞の内側の細胞塊を取り出し培養、細胞・組織へと分化誘導する	×胚を壊すことが人の生命の道具化・手段化につながり、人間の尊厳を侵す ○再生医療に有用?	行政指導指針で 普通

*1この間の経緯はクローン法についての国会審議を含む。以下の、調査会第1回資料参照。
<http://www.8.cao.go.jp/vstp/kyousakai/ife/haiho01/siryoo6.pdf> なお、特定胚については、以下の総合科学技術会議第12回資料より <http://www.8.cao.go.jp/vstp/siryu/haiho12/siryoo3-3.pdf>

内閣府総合科学技術会議 生命倫理専門調査会 (2003年末中間報告書)

研究目的の胚作成	胎内へ移植しないことを前提に、研究のためだけに人の胚を作成	×重篤な疾患の人に本人に利益のない卵子提供・受精実験を要する。胚の選別のための科学的知識が得られる ○重篤な疾患の遺伝についての知識が得られる、体外受精一般の技術向上に結びつく	容認の方向?
着床前診断	受精胚について胎内へ移植する前に遺伝子診断	×胚の選別・優生思想・障害者差別につながる、安全性への懸念 ○胎児に育ってから出生前診断による選択的中絶よりは母体の負担が軽い可能性がある	容認の方向?
人クローン胚	上表参照	上表参照	賛否両論併記

厚生労働省厚生科学審議会 ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会

死んだ胚細胞組織の移植研究	×提供者の心理的問題、中絶の誘発、胎児の手段化、移植を受ける人のリスク ○再生医療への有用性(移植研究の報告あり)	検討中
死者、同意能力のない人からの体性幹細胞移植研究	×ドナー・レシピエントの保護が特に不確実、特にドナーの保護、人体の資源化 ○再生医療への有用性(移植研究の報告あり)	中央による審査体制、同意原則、移植に用いる細胞の安全性基準などを検討中
その他の人からの体性幹細胞移植研究	○ドナー・レシピエントの保護が不確実、人体の資源化 ○再生医療への有用性(移植研究の報告あり)	

受精実験自体は既に日常的に行われている、との認識もある。例えば、生殖補助医療の過程で受精しなかった卵に、夫以外の人の精子を受精させ、不妊の原因がどちらにあったのかを調べる、といった研究である。しかしこれも、体外受精を扱う研究の管理体制

や優生の欲求への先端医学・医療の対応が人間の尊厳に合致するのか、十分な吟味が必要である。調査会の報告書は、先天異常の研究などを「研究目的の人の胚作成」容認による恩恵として挙げる。これは、遺伝性の疾患などを持つ人を対象に、不妊治療としてではなく、受精の過程の観察や、疾患が遺伝する確率などを知るための研究のみを目的として、受精卵を母胎に戻さないことを前提に排卵誘発剤を投与し、採取された卵子で受精実験を行うことを意味する。何らかの身体的・精神的ハンディキャップを負っている可能性がある人たちに、母親になる可能性は閉ざされていることを宣言しつつ「受精実験のための卵子提供」を依頼することは、「インフォームド・コンセント」で解決できる問題ではない。こうした重い問題を調査会では十分に検討せず、全委員の無記名アンケート調査で方向性を決めていくとしても正統性のある決定のし方とはいえない。

「不妊治療を目的としない卵子の採取を要する」など、倫理的問題も大きい。このため、二〇〇一年以降の調査会の焦点は、「人クローン胚」研究の解禁の是非にあったが、委員の意見は賛成・反対に割れ、解禁の目処は立っていない。人クローン胚解禁はその前提として、不妊治療を目的とせず、研究「利用」のみを目的として人の胚を作る必要となるが、調査会は十分な議論のないまま容認の方向を示した。こ

れは今回の中間報告書の中でもっとも認めがたい点である。3 「研究目的の人の胚作成」何が問題か 報告書は、人の胚は恣意的・濫用的な取扱いさえしなければ人の尊厳を侵さず、かつ、人々の健康・再生医療への希求も人の尊厳に由来する、との考え方に立っている。しかし、これは

人間の固有の尊厳(国際人権規約前文)に対する理解の仕方が一面的と言わざるを得ない。人の生命を育むことを目的とせず、人の生命の始まりともいえる受精卵を人為的に作ることで、「余剰胚」を意図して多めに作ることで、容認されるのか。ヨーロッパ諸国の中には、研究目的のみで人の胚を作る行為を法律で禁止している国もある。余剰胚」を意図して多めに作ることは適

正な取扱いが不明であるし、不老長寿や優生の欲求への先端医学・医療の対応が人間の尊厳に合致するのか、十分な吟味が必要である。調査会の報告書は、先天異常の研究などを「研究目的の人の胚作成」容認による恩恵として挙げる。これは、遺伝性の疾患などを持つ人を対象に、不妊治療としてではなく、受精の過程の観察や、疾患が遺伝する確率などを知るための研究のみを目的として、受精卵を母胎に戻さないことを前提に排卵誘発剤を投与し、採取された卵子で受精実験を行うことを意味する。何らかの身体的・精神的ハンディキャップを負っている可能性がある人たちに、母親になる可能性は閉ざされていることを宣言しつつ「受精実験のための卵子提供」を依頼することは、「インフォームド・コンセント」で解決できる問題ではない。こうした重い問題を調査会では十分に検討せず、全委員の無記名アンケート調査で方向性を決めていくとしても正統性のある決定のし方とはいえない。

が構築されない限り、科学的に意味のある結果が得られるのかどうか不明である。受精しなかった卵子に他人の精子を受精させた場合に、偶然の結果なのか女性に原因があったのかは、一回限りの実験では評価できない。こうした科学的意義の不明瞭な実験が繰り返されているとしたら、それ自体が大きな問題である。

4 「着床前診断」は どこまで容認できるか

「研究目的の人の胚作成」の容認は、一方では人クローン胚解禁へと向かい、他方では「着床前診断」の容認へと向かう。受精実験による科学的知見が得られれば、当然ながら母体に戻す前に胚を選別する「着床前診断」の技術向上に資することになる。

「出生前診断」は、胎児にまで育つてから羊水を採取し、遺伝子検査により疾患因子を判定しその後の対応を決めるための判断材料とするが、「着床前診断」は、遺伝子検査を胚の段階で行う。母体に与える負担は、出生前診断により妊娠中絶を決める場合と比べれば軽いとも考えられるが、胚の段階で侵襲を与えるため流産率も高い可能性がある。また、男女の産み分けや、移植医療の提供者となる子を産むためレシビ

ェントと適合する遺伝情報を持つ胚を選ぶ、など技術に内包する倫理的問題は大きい。

欧米諸国では、着床前診断・出生前診断、出生後の発症前診断（新生児スクリーニングから成人の遺伝子検査まで）について、倫理的問題を正当化できるだけの技術としての有用性があるか否かを評価するため、さまざまな体制整備の努力が行われ研究データが広く公開されている。こうした科学的データや、喚起されている社会的問題の系統的なレビューは、調査会では行われていない。

5 法律論的な混迷 法規制・届出制・許可制

人クローン胚研究の解禁へと道を開くために、「研究目的の人胚作成」を解禁し、その流れで「着床前診断」も容認する方向が示されたわけだが、これは委員に配布された、無記名で回答する〇×式のアンケートの集計結果によって、「委員の大多数」が容認の見解を示したとされたことによる。

アンケートの中には、人の胚に関するルールを①法規制とするか②国のガイドラインとするか③学会等による自主規制か、という設問もあり、①・四票、②・十一票、③・一票、①

と②両方・一票」という集計結果であったが、調査会の議論では六人以上の委員が法規制を支持していた。アンケート作成側は②は法に基づかない指針という意図であったようだが、②を法に基づく指針と誤解して投票した委員がいる可能性が、議論の様子から推測された。

法律論的な議論の迷走は、クローン法と特定胚指針の関係に端を発している。本来なら、人の胚の「研究利用」（とくに研究目的での人の胚の作成は原則禁止として、ごく限られた許容範囲について、法により禁止の解除（「許可」）の条件を定め、審査制度にも法的位置付けを持たせるのが筋である。こうした制度設計を「許可制」という。これに対し、現在のクローン法に基づく特定胚指針は、届出をすることで原則的には実施を容認する「届出制」である。それにも関わらず、運用上は特定胚研究を当分の間行えないものとしており、法的に矛盾がある。

現在、クローン胚研究を認めているイギリスは、生殖補助医療も含めて人の胚の取扱いを包括的に規制する法律を国会審議を経て定め、「許可制」により実施を認めている。日本の調査会は、法に基づく特定胚指針で据え置き状態としたクローン胚を、原則容認の届出制よりもさらに緩い、法に基づかない

指針レベルにまで落とすことを、無記名アンケートで決めようとしていたのである。

6 生殖補助医療における 胚の取扱い

イギリスが生殖補助医療も含めた胚の取扱い全般を法で規制しているのに対し、日本では産婦人科学会の会告による自主規制のみに委ねられてきた。その中で、精子・卵子・胚の提供については厚生労働省の生殖補助医療部会で検討、提供により出生した子の親子関係については法務省の法制審議会で検討され、前者は最終報告書、後者は要綱中間試案が二〇〇三年中にまとめられた。

生殖補助医療部会では、公的機関の設立を前提に精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療を容認し、卵子のシェアリングまで認めている。しかし、公的機関が設立されるまでこれらを据え置きとする見解は示されず、機関設立のための具体的計画も示されていない。実施施設の制限もなく、届出制度も産婦人科学会による任意であるため、体外受精の成績評価も実施手順の標準化も全く手つかずの状態での卵子提供が容認されたことになる。卵子提供より先に実施環境の整備をすべきであろう。

7 法制審議会生殖医療部会の逸脱

また、法制審議会の中間試案では、提供された胚から生まれる子の親子関係について、その由来する精子の提供者との父子関係と卵子の提供者との母子関係に分割・還元して扱い、「独立して取り上げることとはしない」としている。これは、人の胚を独自の存在と認めず、独立した扱いの必要を認めないという重大な公共政策上の価値判断を含む決定である。生物学的には、胚は元の配偶子とは別個の独自の有機体であって、その存在をもとの配偶子に還元することはできない。前述の旧ヒト胚研究小委員会の報告書でも、人の胚には独立した扱いが求められており、これを受けて生殖補助医療部会でも、胚が提供される場合には、精子・卵子の提供よりもさらに厳しい規制を課している。諸外国の法制政策上でも、胚を独自の存在と認めず、その扱いを元の配偶子の扱いに還元するような方針を採る国は、我々の知る限りない。従来の政府の基本方針を逸脱し、国際的にも生命倫理政策上の基本姿勢とされてきた見解を覆す決定を行うには、それに相応しい論議と根拠の提示が必要である。

8 死亡胎児の再生医学研究への「利用」

さらに、妊娠中絶により死亡した胎児の再生医学研究への「利用」の是非が、厚生労働省の審議会で検討されているが、こちらは二〇〇二年末に国会議員と市民団体から、胎児細胞移植研究に反対する意見書が出された後一年間胎児についての検討は放置され、二〇〇三年末によく有識者のヒアリングが行われた。ここでも、他の体性幹細胞移植研究一般の指針の中に胎児細胞移植の基準を盛り込もうとしていることの限界が指摘されている。妊娠中絶の環境整備が一切行われない中で、従来クリニックで行われてきた中絶が移植を目的として大学病院で行われるようになり、コーディネーターがつけられ、移植後のリスク管理のために「提供者」の病歴調査やフォローアップ調査などが正当化されていくとしたら、本末転倒である。人の胚と胎児の再生医学研究への「利用」という現代的な問題が立ち上がった時点で、望ましい生殖補助のあり方、妊娠中絶をも包括するリプロダクティブ・ヘルスの環境整備と技術評価のシステム設計を行った上で、胚と胎児の問題を包括的に検討する必要がある。

9 新たな制度設計への提言

こうした議論は、総合科学技術会議という科学技術の推進を目的とする機関に設けられた調査会で行うのは無理である。他の先進諸国に倣い、新たに独立の国家生命倫理委員会を設け、生命倫理上のルールを法令にすることを所管官庁や国会に勧告し、その実施状況の報告を受け、必要な場合は改善や督促を行う権限を備えるべきである。筆者らが提案する「研究対象者保護法試案」では、生きている人、人から切り離された人体要素・情報、胎児と胚、死者を包括する人対象研究のルールと審査体制を設計した。その中で、同意能力を欠く人、胎児と胚、妊婦と授乳中の母親、死者、被拘禁者については、脆弱な立場にある対象者として特別な保護の規定を設けた。原則としては本人にとつての直接的な利益が期待できる研究しか許さず、例外的に、本人の母集団の益、さらに厳しく限定された例外として本人に益がなく他者の利益が期待できる研究については、本人のリスクが最小限であることを前提として厳格な審査を経て容認される場合がある。その評価を行うための審査制度を法に基づいて設ける、というものだ。

試案の審査体制はデータ集積による技術評価システムも含んでいる。クローム研究や胎児細胞移植研究の容認は、ES細胞や胎児細胞の基礎研究、人由来細胞の移植、さらには胎児細胞移植の海外データの評価などを十分に吟味した上でなければ、その根拠はない。そうした吟味の上で、研究実施に踏み切る意義があるのか、ある種の研究からは撤退すべきなのか、議論を深めるべきである。

そのための展望を議論する場として、公開のシンポジウムを企画した。将来設置が望まれる政府の生命倫理委員会には、こうした在野の研究成果を有機的に取り込んでいく機能をも期待したい。

●研究対象者保護法制を考える会主催
シンポジウム
二〇〇四年二月二八日(土) 三時より
東京都内にて開催予定
申込・問合せは03-kinnokusei@mbn.nifty.comまで。

(1) 総合科学技術会議生命倫理専門調査会「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」(中間報告書)についての御意見募集 [http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/life/pubcom/main.html]。

(2) 光石忠敬・髙島次郎・栗原千絵子
「研究対象者保護法試案——生命倫理をめぐる議論の焦点を結ぶ」法学セミナリ二〇〇三年九月号五八頁一六一頁。

(3) 光石忠敬・髙島次郎・栗原千絵子
「研究対象者保護法要綱案試案——生命倫理法制上最も優先されるべき基礎法として」臨床評価30(2・3)三六九頁—三九五頁 [http://homepage3.nifty.com/cont/30_23/p369_95.pdf]。

(4) 科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」平成二二年三月六日。なおクローン技術については、同生命倫理委員会クローン小委員会「クローン技術による人個体の産生等に関する基本的考え方」平成二一年一月一七日参照 [それぞれ http://www8.cao.go.jp/cstp/cst/rinri.html より閲覧]。

(5) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成二二年法律第一四六号)。

(6) 特定胚の取扱いに関する指針(平成二三年文部科学省告示第一七三号)。

(7) ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成二三年九月二五日)。

(8) cf「ヒト胚研究アンケートでは決められない」毎日新聞二〇〇三年二二

月二九日社説。

(9) 例えば Ibarreta D, et al. Towards quality assurance and harmonization of genetic testing services in the EU. European Commission Joint Research Center Report, 2003など。

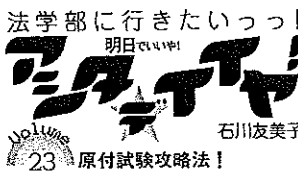
(10) 厚生科学審議会生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」平成一五年四月二八日 [http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/04/s0428-5.html]。

(11) 法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」平成一五年七月 [http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJIS/pub/minj35.html]。なお、筆者らの意見は [http://www.lifesudies.org/jp/nude06.html] より閲覧可)。

(12) 厚生科学審議会科学技術部会ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会。

(くりはら・ちえこ)
(ぬでしま・じろう)
(みついし・ただひろ)

ついに原付の免許を取得しました！
これまで何度か挑戦してみようと思いましたが、試験対策の本を購入していたのですが、試験会場が明石と遠く、おまけに平日のみという、行くに行けない条件がそろっていたので、挑戦しようと思いついて一年が経過してしまいました。今回は授業が休講の日とバイトが休みの日があまく重なったので、その日を利用して行ってきました。



石川友美子

原付試験攻略法!

原付試験の手續き窓口と並んだのですが、とにかく凄いなでした。問題は二度繰り返して解きましたが、自信はありませんでした。合格番号が電光掲示板に表示されるって本当に怖いですね。あの恐怖は忘れられません。さらに点数発表まであったのには驚きました。私は九二点とギリギリでした(笑)。

お昼からは免許証の写真を撮ったり、原付講習代金や免許証交付料を支払ったりと、財布からさらにお金が飛んでいったような気がしました。原付講習はちゃんとして不安でしたが、そんな不安を吹き飛ばすように(?)教官がとても怖くてそんなことを考えている余裕はありませんでした。その時割り当てられたバイクが他のものよりも急発進するバイクだったらしく、教官から「気をつけてね」というなんとも恐ろしい言葉を

かかれての講習でした(笑)。
そんなアクシデントもありましたが、無事に免許を取得しました。今までいろんな人の免許証をみてきましたが、自分の免許証を手にとったときはなんとも気持ち悪いような、むしろ怖い気持ちになりました。取得してからは通学やバイト、遊びにと移動範囲が増え、非常に便利になりましたが、交通事故だけは本当に気をつけなければいけません。

試験当日、私は寝坊してしまい、試験場についたのは九時一五分頃でした。急いで受験票に記入し受験料を払い、